

再 評 価 書

事業名	下水道事業	事業区分	北勢沿岸流域下水道 (南部処理区)関連 亀山市公共下水道事業	室 名	亀山市上下水道部 下水道室																																											
事業概要	工 期 (下段:前回)	H6年~H37年	全体事業費	約 37,000 百万円(負担率:国 0.5:市 0.5)																																												
		H6年~H37年	(下段:前回)	約 38,000 百万円(負担率:国 0.5:市 0.5)																																												
事 業 目 的 及 び 内 容																																																
1 生活排水処理アクションプログラムにおける下水道の位置付け																																																
1 - 1 各整備手法別人口内訳																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整 備 手 法</th> <th>計画人口(人)</th> <th>割 合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">集 合 処 理</td> <td>下 水 道</td> <td style="text-align: right;">35,986</td> <td style="text-align: right;">77.8</td> </tr> <tr> <td>流域関連(公共+特環)</td> <td style="text-align: right;">35,986</td> <td style="text-align: right;">77.8</td> </tr> <tr> <td>単独公共下水道</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>単独特環下水道</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水</td> <td style="text-align: right;">9,616</td> <td style="text-align: right;">20.8</td> </tr> <tr> <td>漁業集落排水</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>コミュニティープラント等</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>集 合 処 理 合 計</td> <td style="text-align: right;">45,602</td> <td style="text-align: right;">98.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">個 別 処 理</td> <td>市町村整備推進事業</td> <td style="text-align: right;">0</td> <td style="text-align: right;">0.0</td> </tr> <tr> <td>合併浄化槽</td> <td style="text-align: right;">659</td> <td style="text-align: right;">1.4</td> </tr> <tr> <td>個 別 処 理 合 計</td> <td style="text-align: right;">659</td> <td style="text-align: right;">1.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">生 活 排 水 処 理 合 計</td> <td style="text-align: right;">46,261</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> </tbody> </table>						整 備 手 法		計画人口(人)	割 合(%)	集 合 処 理	下 水 道	35,986	77.8	流域関連(公共+特環)	35,986	77.8	単独公共下水道	0	0.0	単独特環下水道	0	0.0	農業集落排水	9,616	20.8	漁業集落排水	0	0.0	コミュニティープラント等	0	0.0	集 合 処 理 合 計	45,602	98.6	個 別 処 理	市町村整備推進事業	0	0.0	合併浄化槽	659	1.4	個 別 処 理 合 計	659	1.4	生 活 排 水 処 理 合 計		46,261	100
整 備 手 法		計画人口(人)	割 合(%)																																													
集 合 処 理	下 水 道	35,986	77.8																																													
	流域関連(公共+特環)	35,986	77.8																																													
	単独公共下水道	0	0.0																																													
	単独特環下水道	0	0.0																																													
	農業集落排水	9,616	20.8																																													
	漁業集落排水	0	0.0																																													
	コミュニティープラント等	0	0.0																																													
	集 合 処 理 合 計	45,602	98.6																																													
個 別 処 理	市町村整備推進事業	0	0.0																																													
	合併浄化槽	659	1.4																																													
	個 別 処 理 合 計	659	1.4																																													
生 活 排 水 処 理 合 計		46,261	100																																													
1 - 2 各事業区域区分の考え方																																																
<p>新市まちづくり計画の中で「住みやすい環境整備」を施策として掲げ、公共水域の水質保全や快適で清潔な環境づくりのため、公共下水道の計画的な整備及び農業集落排水施設、合併浄化槽などの促進が記載されている。このことから、生活排水処理施設整備計画により市街化区域及び将来市街化が予想される区域を公共下水道事業、また農業振興地域等を農業集落排水事業(14地区)、更に、他の地域については個別処理(合併浄化槽)として、各々整備を行うよう位置付けている。</p>																																																
2 下水道事業計画																																																
2 - 1 事業目的																																																
三重県の流域下水道整備と整合を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に資するものである。																																																
2 - 2 全体計画																																																
計画区域面積 : 1,885.0ha 計画処理人口 : 39,500人 計画汚水量 : 24,108m ³ /日最大																																																
事 業 主 体 の 再 評 価 結 果																																																
1 再評価を行った理由																																																
流域下水道事業の再評価実施にあわせて、再評価を行う。																																																

2 事業の進捗状況と今後の見込み

2 - 1 事業の進捗状況

本事業は、平成6年度から事業着手し、平成17年度において、全体計画面積1,885haの内、約22%に相当する418haの整備を完了している。

今後、事業の進捗を図り、平成37年度に整備完了予定である。また、平成13年4月より供用開始しており、供用開始区域内人口は13,049人であり、普及率は28.0%となっている。

2 - 2 事業費の推移

平成6年度から平成17年度の投資額：約9,274百万円

平成9年度まで：約	863百万円	平成14年度	：約	1,301百万円	
平成10年度	：約	860百万円	平成15年度	：約	938百万円
平成11年度	：約	1,178百万円	平成16年度	：約	689百万円
平成12年度	：約	1,468百万円	平成17年度	：約	466百万円
平成13年度	：約	1,511百万円	合計	：約	9,274百万円

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

3 - 1 全体計画

上位計画である「北勢沿岸流域下水道（南部処理区）」「新市まちづくり計画」等との整合を図り、平成17年度に見直しを行っている。

3 - 2 周辺環境の変化

平成13年4月より一部供用開始され、接続率の向上に伴い水質等を含め、周囲の環境がよくなっている。

3 - 3 財政状況の変化

近年の厳しい財政状況から、建設費及び維持管理費のさらなるコスト縮減、効率的な事業執行を進めることが求められており、市民ニーズを踏まえた効率的な事業執行が責務となってきている。

3 - 4 市町村合併

亀山市は、平成17年1月1日に旧亀山市と旧関町が合併し、新亀山市が発足された。

下水道事業については、旧亀山市、旧関町とも下水道事業をしており、合併後も旧市町の事業計画を基に下水道整備の推進を行っている。

北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の流域関連公共下水道は、旧亀山市市街地部、旧関町の2区域で、北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の事業と整合を図り、流域関連公共下水道事業を行っている。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4 - 1 費用対効果分析

本事業は、平成6年から事業を進めてきた平成15年に初回の再評価を行い、その中で費用対効果分析を行った。今回、2回目の費用対効果分析を行う。

前回、今回とも、費用対効果分析を行うにあたっては、(社)日本下水道協会発行の「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」を準拠し、評価手法や便益算定項目は同じである。

・費用対効果分析

C（費用）= 60,551百万円、B（便益）= 97,430百万円、B / C = 1.61

4 - 2 地元の意向

事業推進の支障となるような変化はなく、事業は順調に進められている。

また、生活排水処理施設整備への地元要望は強く理解と協力も高まっている。

<p>5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性</p> <p>5 1 コスト縮減</p> <p>工事の実施にあたっては以下のようなコスト縮減の取り組みを行ってきた。今後も「三重県公共工事コスト縮減に関する第3次行動計画」に基づき、更なるコスト縮減に努めたい。</p> <p>(具体的事例) 管渠の最小管径の見直し (200mm 150mm)、 汚水枡の口径の見直し (30cm 20cm)、 道路管理者との一体施工。 再生材の使用。 建設機械の低騒音型・排出ガス対策型の使用。</p> <p>5 2 代替案</p> <p>本処理区の下水道計画区域については、「三重県生活排水処理アクションプログラム」において、下水道以外の生活排水処理手法である農業集落排水等の集合処理手法や合併浄化槽等の個別処理手法に対して、経済比較や地域の地形条件、集落の形成状況、人口の集中状況、社会情勢等を考慮したうえで選定を行っている。</p> <p>また、本事業は流域下水道事業と一体的に事業を進めており、事業着手後約 10 年を経過し、現状での代替案は現実性が無く、現計画を推進する方が妥当であると判断している。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>本事業は、平成6年度から事業を進めており、平成15年に初回の再評価を行った。今回、2回目の再評価を行うものである。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えている。</p>